

令和3年度 田辺市人権教育啓発推進懇話会 会議録

開催日時	令和3年11月24日（水） 午後1時30分～午後3時00分
開催場所	東部公民館 大教室
内 容	1 開会あいさつ 2 委員の紹介 3 懇話会の趣旨について 4 田辺市人権施策推進計画に係る令和2年度推進状況報告（案）について 5 田辺市人権尊重のまちづくり条例の周知について 6 その他 7 閉会あいさつ
出席委員	福榮委員、大平委員、倉谷委員、多屋委員、芝本委員、宮田委員、後藤委員、中村委員、 穴塚委員、室谷委員、横矢委員、平谷委員、坂井委員、山本委員、須本委員、田中委員、 畑谷委員、石垣委員、朝井委員 計 19 人
欠席委員	家根谷委員、九鬼委員、蟬委員、廣岡委員、小山委員、白川委員、植委員、辰己委員、 古久保委員 計 9 人
事務局	山崎企画部長、人権推進課 堀口課長、前嶋係長、岡本企画員、坂本主査
傍 聴	1 名

（事務局 人権推進課）

只今から、令和3年度、田辺市人権教育啓発推進懇話会を開催いたします。

なお、本日の懇話会の開催にあたりましては、新型コロナウイルスの感染予防として、検温、消毒、マスクの着用をお願いするなど、皆様には何かとご不便をおかけしますが、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。

また、本懇話会は一般公開となっており、後日、田辺市のホームページにも掲載されます。その際には、委員名簿も掲載させていただきますのでご了承いただけますようお願いいたします。

併せて、内部の記録用に会議中の写真を数枚撮影させていただくことを始めにご報告させていただきます。

それでは、開会にあたり、会長からご挨拶を申し上げます。

1 開会あいさつ

（会長）

皆様こんにちは。大変ご無沙汰しております。

コロナ禍になってから、このような会を持つことも難しく、皆さんも色々ご苦労されていることかと思えます。日本全国のコロナに感染した方々の情報を何とも言えない気持ちで、毎日テ

レビで見ております。亡くなられた方の数も相当な人数がいらっしゃって、本当に心からご冥福をお祈りしたいと思います。

今日は本当に久しぶりの会ですが、皆さんどうぞ忌憚のないご意見を沢山出していただいて、懇話会が活発に行われるように願っております。本日はよろしくお願いいたします。

（企画部長）

皆さん、こんにちは。

田辺市人権教育啓発推進懇話会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、平素より市政の各般にわたり格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、昨年度は、「田辺市人権尊重のまちづくり条例」の制定にあたりまして、委員の皆様の熱心なご審議を賜り心から御礼申し上げます。

おかげをもちまして令和3年4月1日から条例が施行されておりますが、この条例の制定を機に、さらに市民の皆様と行政が一体となって「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」を、めざしていきたいと思いますので、引き続き皆様方のお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2 委員の紹介

会議の時間短縮のため、新任委員のみ紹介。

3 懇話会の趣旨について

（事務局 人権推進課）

当懇話会は、本市における人権教育及び人権啓発の推進を図るため、平成17年5月1日に設置されたものです。

設置要綱第2条には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方について必要な事項を審議し、その結果を市長に報告する」と定めています。

昨年度は、『田辺市人権尊重のまちづくり条例』の制定にあたり、懇話会を2回、小委員会を4回開催し、皆様に貴重なご意見やご提言をいただきました。

また、『田辺市人権施策推進計画』にかかる各課の取組状況についても審議等を行なうとともに、その結果については市長へ報告を行っております。

昨今、社会情勢の変化に伴い、人権に関する問題はより複雑化、多様化しており、その対応が求められていますが、委員の皆様方からの様々な視点によるご意見やご提案につきましては、今後も、田辺市が人権尊重のまちづくりを進めていくため、大変貴重なものですので、どうぞ忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

4 田辺市人権施策推進計画に係る令和2年度推進状況報告書（案）について

（議長）

田辺市人権施策推進計画に係る令和2年度の推進状況報告（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局 人権推進課）

事前に皆様に令和２年度推進状況報告（案）を送付させていただき、お読みいただいたうえで、皆様から意見書にてご意見、ご提言等をいただいております。

いただいたご意見、ご提案につきましては、担当課へ返させていただきますして、担当課と確認しながら、回答が必要なご意見などを、「資料１」にまとめさせていただきます。

時間の都合上、全てを説明することはできませんので、抜粋してご説明させていただきます。

左から「○番号」、続いて令和２年度推進状況報告書（案）の事業があるページ番号、事業名、所管課、ご意見、回答となっております。事業内容につきましては、私から概要を説明させていただいた後に、ご意見と、担当課の回答を説明させていただきます。

また、基本方針に基づく各取組の項目についても、ご説明させていただきながら進めさせていただきます。

推進状況報告書の１～５ページを参照

はじめに、【推進するための条件整備】についてですが、こちらは基本的な取組として、①推進体制の整備、②調査・研究の実施、③教材・学習プログラムの開発、④身近な指導者の養成、⑤各種メディアの活用と連携など、生涯学習の視点に立って市民の主体性を大切にした人権施策についての取組状況を載せています。

- ・「各種意識調査」のご意見・回答について説明（資料１の③参照）
- ・「各学校における保護者対象の教育講演会」のご意見・回答について説明（資料１の⑤参照）

推進状況報告書の５～１０ページを参照

次に、【人権の視点に立った行政の推進】とあります。こちらは市民憲章の精神をまちづくりに生かしていくために各課における取組状況について載せています。

- ・「各課共通の取組」のご意見・回答について説明（資料１の⑩参照）
- ・「避難行動要支援者の支援対策」のご意見・回答について説明（資料１の⑬参照）

推進状況報告書の１１～１４ページを参照

次に、【人権教育・啓発の推進】についてですが、こちらは企業や団体、地域、公民館、学校、家庭など、様々な場所や機会を通じて実施した人権教育や啓発事業についての取組を載せています。

- ・「人を大切にする教育の推進」のご意見・回答について説明（資料１の⑭⑮参照）

推進状況報告書の１４～１７ページを参照

次に、【相談支援体制の推進】についてですが、人権に関する相談については人権推進課を中心に、各機関等と連携を図りながら行っています。

また、女性や子ども、障がいのある方に関する相談や、子育て、いじめ、ひきこもりに関する相談など、様々な相談窓口について載せています。

相談、支援体制については、市民の皆様にとって身近で信頼できる窓口であるように、各窓口が連携し取組んでいます。

- ・「不登校児相談」のご意見・回答について説明（資料１の⑱参照）

推進状況報告書の18～40ページを参照

ここからは、分野別の人権課題の解決に向けた各課の事業実施状況をまとめています。

【子どもの人権】について

- ・「体罰やいじめの根絶」のご意見・回答について説明（資料1の②①②参照）

【高齢者の人権】について

- ・「住民バス運行事業の再編整備」のご意見・回答について説明（資料1の②③参照）

【その他】について

- ・「資料全般について」のご意見・回答について説明（資料1②④参照）

以上、いただいたご意見で主なものについてご説明させていただきました。

（議長）

只今、事務局から説明がありましたが、ご意見等ございませんか。

（A委員）

一つ気になるのが、②「体罰やいじめの根絶」についてですが、今日も中学3年生の子が刺されたという痛ましいニュースを聞きました。この回答書に記載されている「6年生において社会科や道徳科で子どもの権利条約、世界人権宣言について学び、人権感覚を養う学びを行っている」とあります。

少し不満なことがあって、子どもの権利条約も世界人権宣言も、日本が批准しています。批准しているということは、これを遵守する義務があるということです。そこで、子ども自身が「権利条約」をどのくらい知っているのか甚だ疑問に思います。いじめ問題も虐待もそうですが、子ども自身が「私は自分の命を守る権利があるんだ」ということを、大人に向かって言える子どもを育てて行きたいなと思います。「子どもの権利条約や世界人権宣言」を学ぶのは6年生だけでいいのかなと思います。中学校でも公民の教科書に世界人権宣言について数行載せています。数行だけ載せて読んで終わりでは「取組み」とは言えません。私は中学校の教師ではないので、どれほどの熱意で授業に取り組んでいただいているかはわかりませんが、その辺りをもう少し踏み込んだ取組みの回答をいただければ嬉しかったなと感じたところです。

（事務局 人権推進課）

貴重なご意見ありがとうございます。

平成元年に国連で子どもの権利条約が採択されました。わが国では平成6年に条約を批准し、大人が子どもを保護すべき対象としてとらえるのではなく、大人と同じ権利を行使する主体として子どもには「生きる権利」、「参加や意見表明の権利」、「教育を受ける権利」があることを明らかにしていきました。

A委員から「もう少し踏み込んだ取組みの回答が欲しかった」という貴重なご意見をいただきましたが、子どもの権利条約、教育基本法、児童福祉法、児童憲章等をふまえた上で、すべての子どもが権利を持った一人の人間として尊重されるよう、今後も子どもの人権が保障される教育・啓発の部分について、今いただいたご意見をふまえて学校教育課にお伝えしたいと思います。

（B委員）

まず、こちらの推進状況報告書（案）を送っていただいた時に、この様式がとても見にくかった。用紙のサイズと綴じ方についてなんとか工夫できないか考えていただきたいです。

また、私は民生委員をしておりますが、「避難行動要支援者の支援対策」の要支援者名簿を管理するにあたって、個人情報の問題があります。民生委員一人ひとりが要支援者の名簿を管理していますが、一人当たり 20～30 人分の名簿を管理しております。今回の回答文に「必要に応じて複製して」とありますが、本当に複製していいものかどうかをお聞きしたいです。

（事務局 人権推進課）

まず、こちらの推進状況報告書についてですが、非常に見にくいというご意見をいただきました。以前は A4 で印刷していましたが、字が小さくて見にくいというご意見がありましたので、改善し、今のような A3 の様式となりました。しかし、大きくするとかさばって見にくいという問題もごございますので、どの形が委員の皆様にとって一番よいのか次回の懇話会までに検討をしたいと思いますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

次に、要支援者名簿の件に関しましては、防災まちづくり課に確認しないと正確なお答えは出来ないのですが、名簿は命を守るための大切な物となっております。もちろん個人情報の関係はありますが、自治会、自主防災組織、町内会長、役員において個人情報保護を徹底していただくことを条件に配布しておりますので、各町内会、自主組織等がルールを守っていただいた上で複製を作成し、活用していただければと思います。

（議長）

議長が発言するのはあまりよくないかもしれませんが、一言よろしいでしょうか。

東北の震災が起こったときに、避難している中で、民生委員さんが自分の持っている名簿を取りに戻ったことで、沢山の方が亡くなりました。

名簿の管理は確かに大事なことです、自分の命を亡くしてまで取りに行っていたことが本当に残念でなりませんでした。その点はルール作りをして欲しいと思います。

（事務局 人権推進課）

一つ訂正カ所があります。1 ページの【各種意識調査】の部分の『ご意見等』のところでは『5 年に一度の調査』とあり、回答のところでは『5 年に一度の県の調査は行われていません』とあり、矛盾するような文章になっておりますが、県の調査は平成 30 年度に行っております。そして、次回は令和 4 年度に行う予定となっております、この部分の説明が不足していたかと思っておりますので、訂正をさせていただきます。

また、3 ページの⑮のご意見で「性同一性障害という表現は好ましくない」というご意見について、先ほど事務局からご説明させていただいたのですが、田辺市人権施策基本方針改定版を作る際に、国の重要課題の中では「性同一性障害」という表記が入っておりました。当初は国に準じて、「性的指向・性自認」の部分が「性同一性障害」となっていたのですが、懇話会の意見の中で「障害と表記していいのか」というようなご意見をいただきました。「性的指向」というのは、どの性別の人を好きになるかということで、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアルが性的指向となります。「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているか、いわゆる心の性の部分で、トランスジェンダーが性自認

となります。「性的指向」と「性自認」の他にも、自分の性がわからない方など、色々な方がいらっしゃると思います。そのような方々を含めて、総称して「性的少数者（セクシュアルマイノリティ）」という表記がよいのでは」ということで、基本方針を改定するときに決めた経過があります。また、田辺市人権尊重のまちづくり条例の作成時に、私たちが一番力をいれてきた前文の中にも「性的少数者の方に対する差別や暴力」と書いており、これは「性的指向」「性自認」のほか、全てを含んだ意味での「性的少数者」という表現になっております。

教育委員会からの回答の中で、「性同一性障害」との表現がありましたが、我々がすぐに気づかなければならないところであり、その後、係長のほうから教育委員会へ表現の見直しについて徹底してほしいと声をかけておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

（事務局 人権推進課）

その他ご意見がないようでしたら、令和2年度推進状況報告の「(案)」を取って、市長にご報告させていただきます。

また、いただいたご意見につきましては、PDCAサイクル（計画・実行・分析評価・改善）に基づき、施策に反映するとともに、各部署が実効性のある人権施策の推進に努めていきます。みなさま貴重なご意見ありがとうございました。

5 田辺市人権尊重のまちづくり条例の周知について

（事務局 人権推進課）

令和3年4月1日に、「田辺市人権尊重のまちづくり条例」が制定されましたが、条例は制定して終わりではなく、広く市民の皆様に条例の意義や目的を浸透できるよう努めるのが、我々行政の責務となります。

制定以降の取組については、「資料2」にまとめています。

はじめに研修ですが、条例制定後の翌日、4月2日に新人職員44人を対象に、条例の概要説明を実施しました。

その後、田辺市人権擁護連盟龍神支部、田辺支部、大塔支部において、パワーポイント資料を用いた研修や人権啓発DVDを活用した研修を実施しています。

ほかにも、公民館主事会や、女性連絡協議会田辺支部における研修を実施し、これまで10回、延べ185人の方にご参加をいただいております。

次に、研修以外の取組ですが、4月には、市のホームページに人権条例の制定記事を掲載、また4月13日から14日にかけて市内全域を広報車にて巡回啓発を実施しました。

5月には、広報たなべ5月号に条例制定の記事を、裏表紙にカラー印刷で掲載、その後5月から6月にかけて、市の全ての職員へリーフレット及び概要版を用いて、条例制定の周知徹底を行いました。

また、6月と9月には、「やさしさひろがる人権の“わ”」と題したコラムの掲載、そして11月の同和運動推進月間や人権を考える強調月間にあわせて、特集記事「人権について考える」を掲載しています。

以上のような取り組みを行っていますが、コロナ禍ですので、中止や延期となった研修もありましたが、今後も時期を見ながら、積極的に取組を進めてまいりたいと思います。

次に、研修についてですが、今年度初めて就任された委員さんもういらっしゃるかと思いますので、研修の内容について、概要をかいつまんで簡単にご説明させていただければと思います。

その後、皆様に、内容について「もっとこういうことを加えたらよいのでは？」とか、「このようにしたらどうか」などのご意見をお伺いし、より良い研修ができればと思いますので皆様よろしくお願い致します。

研修の内容については、係長からご説明させていただきます。

（事務局 人権推進課）

「資料3」を使って、研修の概要をご説明させていただきます。

はじめに、人権についての基本的なことを説明していきます。人権は「堅苦しくて難しいもの」とか「自分には関係のないもの」や「誰か」ことではなく、「自分のこと」として考え学んで欲しいということを伝えていきます。（資料3の②参照）

次に、法律等の大きな部分の説明に入っていきます。世界人権宣言や、日本国憲法、そして市民憲章の第4項に触れ、歴史の中で、私たちの先人が困難な状況においても、人を育て、まちをつくるとともに、戦後の早い時期から市民、行政、議会等が一体となって、人権に関する施策に取り組んで大きな成果を収め、今の状況を作りあげてきたことを説明していきます。（資料3の③④⑤参照）

次に、国内の人権をめぐる状況に触れ、同和問題、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人、犯罪被害者、性的少数者等に対する差別や暴力、疾病等に起因する差別や暴力、インターネット上における誹謗中傷等、新たな課題も顕著になっていることを説明します。（資料3の⑥参照）

次に、いわゆる人権3法の制定についても説明していきます。（資料3の⑦参照）

そして、当市では、このような人権に関する法律の動き、社会情勢の変化に的確に対応するために、平成31年3月に「田辺市人権施策基本方針改定版」を策定したわけですが、これについては、当懇話会で何度も話し合いを重ね、市民と行政の協働により、田辺市の実状や課題に応じた基本方針を作り上げてきたこの経過を説明していきます。（資料3の⑧参照）

ここからは条例の説明に入っていきます。

先ほど説明させていただきました、田辺市人権施策基本方針改定版については、平成30年度に当懇話会を5回、小委員会を9回も開催し、皆様の熱心なご審議をいただきながら、策定しています。

そして、その第5回懇話会（平成31年3月）において、「市の実状に応じた基本方針ができ、これを機に人権の尊重をより強固なものとするため条例を制定しては」との提案があり、令和元年度の第2回懇話会（令和2年3月）において、「条例は市民にわかりやすく人権課題全般を包みこんだ理念条例とし、前文に市民の思いをこめたものとする」など、こういった内容の条例にするのかについて、懇話会で全会一致で決定、令和2年3月24日に懇話会の芝本会長、朝井副会長から真砂市長へこの報告をしたことを経過の中で説明します。（資料3の⑨参照）

そして、令和2年度に条例の素案を田辺市人権施策推進本部（市長を本部長とした庁内組織）で作成し、懇話会の小委員会において審議を重ねていき、令和2年9月には素案に対する市民意見の募集を行って、田辺市人権施策推進本部と懇話会において、素案の調整を行い、令和3年3月定例市議会の議案として提出しました。そして、本会議において全会一致で可決されたことという経過を説明して

いきます。ここまでが条例制定の経過です。(資料3の⑩参照)

こちらは、令和3年4月1日に施行された際に、作成しました条例のポスターやリーフレットを紹介していきます。(資料3の⑪)

次に、条例と政策、施策との位置づけについて、図を用いて説明していきます。
田辺市総合計画を最も重要な政策として、様々な方針やプランを策定し、全庁的にまちづくりを進めて行くということですが、この人権条例を制定したことにより、まちづくりの基軸である「人権の尊重」をより強固にして、理想とするまちに繋げることなどを説明していきます。(資料3の⑫参照)

そして、ここから条例の特色について説明をしていきます。
田辺市人権尊重のまちづくり条例は「全ての人権課題を包み込んだ理念条例」で、罰則規定などは設けていないことを説明します。その理由は、当懇話会の協議の中でご意見として出ました、「人権は罰則があるから守るのではなく、誰もが幸せになるために守るべきものである」という大切な部分を説明に入れています。(資料3の⑬参照)

続いて、この条例の特色の一つでもあります、前文の説明に入っていきます。この前文には、当懇話会での協議の中でも出ました「市民の思い」と「田辺市の特色、条例の趣旨」をわかりやすく伝えることとして、田辺市には古くから全ての人をあたたく受け入れて来た人権文化の素地があって、先人達が築きあげた歴史と誇りある取組の精神を私たちが引き継ぐことや、市の責務や役割を定め、市民と行政が一体となって「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現をめざしていく決意をここに示していることを説明します。(資料3の⑭⑮参照)

条文の説明に入りまして、第1条の目的「一人ひとりが大切にされ幸せを実感できるまちの実現をめざすこと」を説明しています。(資料3の⑯参照)

第2条は「市の責務」です。行政の分野で、人権施策を総合的に推進すること、市民及び事業者の人権意識高揚を図ること、国、県、関係団体と連携し、インターネット等による差別行為の解消に必要な措置を実施すること等を説明しています。(資料3の⑰参照)

第3条、第4条は「市民・事業者の役割」です。市民は、お互いの人権を尊重し、自らも人権尊重の担い手として、人権意識を高めるように努めることや、市が実施する講演会や、啓発活動への参加に協力することなど、市民事業者の役割を説明しています。事業者は、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重した活動に努めることや、市が実施する講演会や研修会、啓発活動への参加に協力することをここで説明しています。田辺市の企業は古くから熱心到人権研修に取り組んでおられ、貸出用DVDの利用も大変多く、積極的に人権研修を実施されております。(資料3の⑱参照)

第5条は、市の取組として人権施策を総合的に推進するとともに国や県、及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実を図ることを説明しています。(資料3の⑲参照)

第6条は、教育及び啓発について、様々な人権問題について正しい理解を深め、これを体得するために必要な人権教育・啓発を実施することを説明します。啓発の取組についても、写真のスライドを入れながら、例えば「人権を考える集い」での様子や内容などにも触れ、市で行う教育啓発にあたっては、豊かな人権感覚やお互いを思いやる心が育むように取組むことなどを伝えていきます。(資料3の⑳参照)

第7条については、相談支援体制の充実を図ることを説明します。その際に概要版最終ページに各種相談窓口を設置していること等を説明していきます。(資料3の㉑㉒参照)

この後、概要版を用いながら様々な人権課題の説明に入ります。同和問題、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害のある人の人権、外国人の人権、性的少数者の人権などの分野別の人権課題の説明をグラフや表などを用いて説明していきますが、このあたりは、ご依頼先に応じた分野別の人権課題などを主にしながら説明していく予定です。(資料3の㉓～㉖参照)

こちらのスライドでは、リーフレットを用いて、2015年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の取組に基づく内容に触れていきます。SDGsと人権との関連、あるいは、相乗効果について説明していきます。SDGsは世界人権宣言の精神を引き継いだもので、今、世界の国々や自治体、企業などがこの目標の達成に向けて動き出しており、この17の目標は、経済や社会、環境といった側面から統合的に私たちの暮らしや権利をとらえたものですが、それぞれが互いに繋がっていて、一つの取組が、別の取組にも影響しあう相乗効果を大切にしているということ。「誰一人として取り残さない」というSDGsの理念は、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるということであり、この根底には、「人権」があります。このことが、条例の目的である「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現にもつながることになることを説明します。(資料3の㉗参照)

そして、再び人権課題の説明に入り、本条例は、全ての人権課題を包括したものであり、19の人権課題は、「人権」という一つの円の中では、それぞれがお互いに繋がっていて、一つの人権問題を正しく学ぶことは、すべての人権問題の正しい理解につながる。この理解をとおして、人権感覚を養い、お互いを尊重しあう生き方へ、広がりをもたせることが大切になるということを説明します。(資料3の㉘参照)

研修のまとめとして、人権課題の解決に向けては、「差別をしない、差別をさせない、見てみぬふりをしない」ことが大切で私達は、自分では気づかないうちに、誰かの心を傷つけることもあり、また、身近な所でいじめや嫌がらせ、差別などの人権侵害がおこった時に、見てみぬふりをしたり、あるいは、差別行為に気づかずに見過ごしているかもしれない。傍観者になることは、差別をしているのと同じことである。「無知は偏見を生み、偏見は差別を生む」何も知らないところに、間違った情報が入ってきたら、私達はそれを受け入れてしまうかもしれません。間違った理解は、偏見や差別意識にもつながっていくため、何度も申しますが、「正しく知る」ことが大切になります。そして、人権を頭の中で理解するだけでなく、気づきから行動にうつすことが重要となる。ということでまとめます。(資料3の㉙参照)

最後に、豊かな自然に恵まれた田辺市には、全てを受け入れる「寛容の精神」があり、私達は、この素晴らしい精神を受け継ぎながら、長年にわたって、人権尊重のまちづくりに取り組んで来た「人権の先進地」としての誇りをもって、ここに住んでよかった。田辺市を訪れてよかった。と誰もが実感する「人権文化あふれるまち」の実現をめざしていくため、今後も皆様方と一緒に、人権について考え、学びを深めていけることを願っていきたい旨をまとめとして説明を終わります。(資料3の㊤参照)

概要のみをご説明させていただきましたが、研修の内容については以上です。また、周知の取組の一つとして、「まちづくり学び合い講座」の出前講座も準備しておりますので、皆様の選出母体や、身近な方々で集まった際の研修のご依頼等いただければと思います。

(議長)

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見ありませんか。先日、ご近所の方に「田辺市の広報の記事で人権条例のことが載っており、あなたの写真が載っていた。何をしたん？」と言われました。その方の本音だと思います。「田辺市には懇話会という人権の会があって、人権条例を作るときに大勢の田辺市民が関わって下さって条例を作ることができたんだよ。」とお話しました。市だけで条例を作ったのではなくて、市民が混ざって条例を制定したということに大変驚かれていました。私も他の県や市町村で人権の条例があるのを知っていますが、どの条例も行政だけで作ったのがほとんどです。「条例制定にあたり、何年もかけて多くの会議を持ち、沢山の議論の中で出来た条例なんだよ。」と伝えると、その方は「市民も協議の中に入り、行政と市民が一緒になって会を持つって、田辺市は素晴らしいね。」とおっしゃってくれました。だから、田辺市は本当に一人ひとりを大切にしようという気持ちがあるまちなんだなって実感しました。委員の皆様の努力のおかげで条例が出来たことを、本当に誇りを持っていただきたいと思います。

皆さんからもご意見ありませんか。

(質問や意見は特になし)

(事務局 人権推進課)

過分すぎる大変嬉しいお言葉ありがとうございます。条例は行政だけで作ったのではなく、委員の皆さんお一方お一方の貴重なご意見の中で出来たものです。そして、条例の前文は「田辺市には全ての人を温かく受け入れてきた素地がある地域」ということをどうしても入れたかったという思いがありました。熊野地域では、古くから全ての人を受け入れてきた文化があり、龍神地域では戦時中に亡くなったアメリカ兵を現在も弔いを続けているなど、人を大切にする文化がこの地域にはあることを内容に入れ、田辺市ならではの条例にしていきたいという思いがありました。前文を作る時に他の市町の条例を見てきましたが、田辺市が考えていたような例はありませんでした。こうした中、皆様方のお力のおかげで、このような形の条例ができて、感謝の言葉を申すのはこちらのほうです。本当にありがとうございました。

6 その他

（議長）

最後に「その他」ということで、何かございますか。

（質問や意見は特になし）

7 閉会あいさつ

（副会長）

皆様とお会いするのは一年ぶりですかね。このような形でお会いすることが出来て本当に嬉しく存じます。今日も出かける前から、ソワソワしており、緊張もありますが、楽しみの気持ちのほうが大きく待ち望んだ会でした。

本日は、本当に真剣な議論をしていただき、ありがとうございます。今回も、事前に各委員さん方から沢山ご意見をいただき、中身が濃い形で回答を得ることができました。本当に感謝しております。人権推進課の皆様にもコロナ禍における会議の開催ということで、会場づくり等に非常にご心劳いただいたことを感謝いたします。

さて、皆様ニュースでご存知かと思いますが、過日、瀬戸内寂聴さんが天寿を全うされました。その寂聴さんは、天台宗の開祖である最澄さんの言葉を大切にされてきたと言われています。最澄さんは、「人々を幸せにすること、それに対して努力することが本当に尊いことなんだ」とおっしゃっていたそうです。寂聴さんはこの言葉を大切にし、出家される前から人々に尽くして勇気を与えてこられた人生だったのではないかと思います。

私が大好きな宮沢賢治も、似たような考えの人で、彼は「人々が幸せにならなければ、自分の幸せはありえない」と、自分の胸に刻んで、私財を投げうって東北地方の農民のために手を差し伸べていたそうです。

このお二人の考えは、私たちに訴えるものがあって、私たちはちっぽけなものかもしれませんが、辛い苦しい思いをしている方に出会ったときに、心を痛めて自分の可能な範囲で手を差し伸べることが出来るようにということを、このお二人から学びました。

そして、今、人権条例のお話でしたが、条例の基になるものと、このお二人の考え方が軌を一にしているような気がします。本日は本当にありがとうございました。